

定額給付金給付事業Q & A (その2)

※本Q & Aにおいて市町村とは、特別区を含む

【全体的事項】

問1 定額給付金の事務の性格は何か。(長内、(竹中補佐))

(答)

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資する自治事務である。

問2 当初は、定額減税と聞いていたが、なぜ給付金を給付するという方式になったのか。(長内、(竹中補佐))

(答)

平成20年8月29日に決定された「安心実現のための緊急総合対策」では、所得税・個人住民税の特別減税及びこれに関連する臨時福祉特別給付金を年度内に実施することが予定され、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討するとしていたところである。

しかしながら、その後の急激な経済環境の変化の中で、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、減税方式では効果が及ばないような所得の低い方々にも広く公平に行き渡らせるため、同年10月30日に決定された「生活対策」において、定額減税の理念を活かしつつ、給付金を給付する方式により、これを行うこととなったものである。

問3 定額給付金の経済効果はどの程度を見込んでいるか。(長内、(竹中補佐))

(答)

定額給付金の経済効果について、内閣府によると、平成20年12月19日に出された政府経済見通しを作成するに当たっては、定額給付金の4割が消費に回ると想定し、実質成長率を0.2%分押し上げると試算したとのことである。

なお、定額給付金の全額(2兆円)が追加的消費に回ると仮定すると、GDP比で0.4%程度の効果に相当することになる。

問4 住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を利用するためには法改正が必要ではないか。(担当:宮路、(安東補佐))

(答)

定額給付金事業に住民基本台帳を利用することについては、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、同一市町村内での利用については当該規定により可能である。

また、同一市町村内において外国人登録原票を利用することについては、外国人登録法上の制限はないとされている。

よって、いずれの法律も改正の必要はない。

問5 住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を定額給付金事業に利用するには、個人情報保護条例に基づき個人情報保護審議会に諮る必要があるのではないか。（担当：宮路、（安東補佐））

（答）

住民基本台帳の利用については、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、各市町村の個人情報保護条例の規定に関わらず住民基本台帳法第1条の規定により利用が可能である。

他方、同一市町村内における外国人登録原票の利用については、外国人登録法に上記の住民基本台帳法第1条に相当する規定はないため、その利用に当たっては、当該市町村の一般的な個人情報の取扱いによることとなる。したがって、各市町村の個人情報保護条例が外国人登録原票の情報の利用について個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、この手続きを行うこととなる。

問6 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、国において給付対象者リストを作成し、市町村に配布できないか。（担当：宮路、（伊藤補佐））

（答）

住民基本台帳ネットワークシステムで扱われる情報は、氏名、生年月日、性別、住所等の本人確認情報に限られ、世帯主や続柄の情報は含まれないため、世帯主を申請・受給者とし、世帯ごとに給付する今回の仕組みでは、活用できないもの。

また、住民基本台帳ネットワークの利用に関しては、住民基本台帳法により、情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的が限定されており、法律を改正しない限り、定額給付金に関して利用することは不可能である。

問7 定額給付金給付事業の法的性格は何か。（担当：松下、（竹中補佐））

（答）

法律関係は、（他の市町村単独の助成金と同様）民法上の贈与契約である。

問8 “たたき台”における受給権者とは何か。申請の有無にかかわらず、給付を受ける権利を有するのか。（担当：松下、（竹中補佐））

（答）

“たたき台”における「受給権者」（「申請・受給者」下記、注参照）とは、給付対象者の属する世帯の定額給付金の給付を申請し、その給付を受ける資格を有する者のことを述べたものである。

この「受給権者」（「申請・受給者」）は、はじめから当然に何らかの財産権を有するものではなく、具体的な金銭受給の権利が発生するのは、申請期限内に提出された申請書に対し、市町村が給付決定することをもって発生することになる。

（したがって、市町村における給付決定は必須である。）

（注）補助金交付要綱において、「受給権者」は「申請・受給者」の語を用いる予定。

問9 定額給付金の実施に当たり、各市町村において条例を制定する必要があるか。

(担当：宮路、松下、(竹中補佐))

(答)

定額給付金事業は、住民の権利の制限や、義務を課すことをその内容とするものではなく、その実施に当たり市町村が条例を制定することは、必ずしも必要ではない。

【給付対象者】

問10 なぜ外国人に支給するのか。(担当：宮路、(安東補佐))

(答)

定額給付金は、もともと定額減税の実施を検討する中で、実施の迅速性等の観点から、給付金方式となったもの。定額減税であれば、日本において所得課税を賦課されている外国人は、国籍に関係なく対象となることが想定される。

この経緯を踏まえ、外国人登録原票に登録されている外国人は、不法滞在者及び短期滞在者を除き、幅広く定額給付金の給付対象としたものである。

問11 基準日(平成21年2月1日)より後に出生した者は、給付の対象となるか。

基準日に出生した場合はどうか。(担当：宮路、(伊藤補佐))

(答)

今回の定額給付金は、基準日時点において住民基本台帳又は外国人登録原票に登録・登録されている者を給付の対象とするものであることから、基準日より後に出生した者は、給付申請受付開始日以前に出生した場合であっても、給付の対象とはならないものである。

一方、基準日に出生した者については、法定の届出期間内(平成21年2月15日まで)に出生の届出がなされれば、基準日に出生した者として住民基本台帳等に記録・登録されることになるため、給付の対象となる。

(なお、法定の届出期間を超えて届出が提出された場合の取扱いについては、後日、Q&Aでお示しする予定。)

問12 基準日より後に死亡した者は、給付の対象となるか。基準日に死亡した場合はどうか。(担当：宮路、(伊藤補佐))

(答)

今回の定額給付金は、基準日時点において住民基本台帳又は外国人登録原票に登録・登録されている者を給付の対象とするものであることから、基準日より後に死亡した者は、基準日時点には住民基本台帳又は外国人登録原票に登録・登録されているものであり、給付の対象となるものである。

また、基準日に死亡した者についても、死亡の届出を受け、住民基本台帳等から削除されることとなるが、基準日時点において住民基本台帳等に記録・登録されていたという事実には変わりはないことから、給付の対象となる。

問 13 給付金を辞退する住民に、辞退届の提出を義務付ける必要があるか。

(担当：松下、(竹中補佐))

(答)

住民が給付金の辞退を希望する場合、必ずしも辞退届等の提出により辞退の意思を明確に示すことは必要でなく、申請期限までに申請が行われないことをもって辞退と見なして差し支えない。

問 14 基準日より後に世帯が転出した場合、転出元と転入先のどちらで定額給付金の給付を受けることとするのか。また、その場合、どのような手続きにより転出元の市町村から給付を受けることになるのか。(担当：宮路、(伊藤補佐))

(答)

世帯が基準日より後に転出し、他市町村に転入した場合も、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する市町村が、定額給付金の給付を行う。

このような取扱いとする理由は、基準日時点での居住団体から給付を受けることとすれば、基準日時点で給付対象者リストが確定することになり、住所の異動に関しては、その後の給付対象者の追加・削除の手間がかからず、また、同じ住民が複数のリストに掲載されることはないことから、二重給付のおそれなくなることが挙げられる。

また、定額給付金の申請・給付は、振込方式を中心に行われることを想定していることから、必ずしも役所に直接出向く必要はなく、遠隔地からの申請・受給であっても、大きな不都合はないものと考えられる。

一方、基準日より後の転出・転入により給付する団体を変更する場合には、基準日時点で作成した対象者リストを更新(又は変更を加える)ことが必要となるが、その手間は大きく、結果として、漏れや二重記載が出るおそれがある。また、転入先で給付を行う前提として、二重給付を避けるために、転出元でまだ給付を受けていないことを証明する書類(未受給証明書)の交付が必要となるが、その交付に手間がかかることや、交付を受けた者が紛失した場合の確認や再発行の手続まで整理しなければならず、いずれにせよ、事務量の増大が予想されるといった問題がある。

なお、平成10年度の地域振興券では、交付開始前に異動した者については、未受領証明書を転出元団体で発行した上で、転入先の団体において未受給であることを確認し、券の交付を行ったが、これは、地域振興券は基本的に発行した市町村内でしか使用できないことを踏まえたものである。一方、今回の定額給付金は、金銭による給付で、利用する場所に制限がないため、特に転出先での給付という仕組みとする必要はないと考えられる。

問 15 住民基本台帳と現に住んでいる住所が異なるDV被害者への給付は、どのようにしたらよいか。(担当：宮路、(伊藤補佐))

(答)

今回の定額給付金は、市町村の事務負担軽減の観点から、できる限りシンプルな仕組みとするために、基準日時点における住民基本台帳の記録をベースに給付を行うこととしており、定額給付金が円滑に給付されるためには、定額給付金の基準日までに正しい住民登録をしていただく必要があると考えている。

なお、DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、居住する市町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等を制限できることとしている(※手続きの詳細については、別紙参照)。したがって、DV被害者の方には、このような支援措置の手続きを行った上で、実際に居住する住所において住民登録を行うことにより、世帯主として、定額給付金の申請・受給を行っていただくものと考えている。

なお、これまで、一部の市町村において、職員の過誤により、上記支援措置がとられていたにもかかわらず、被害者の転出先の情報が加害者に漏れてしまう事案が生じているところ、各市町村においては、支援措置に関する事務の処理の状況等を点検の上、引き続き、適切に対応されたい(平成20年12月11日付け総行市第220号「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行について」を参照のこと)。

問 16 所得によって給付するしないを市町村が決めるときの「1,800万円以上」という基準は何か。1,800万円以上が高所得というのは現実の感覚とかけ離れていないか。(担当：長内、(竹中補佐))

(答)

この「1,800万円」という基準は、所得1,800万円は年間の給与収入金額に換算すると2,000万円を超える程度となり、この金額は所得税において確定申告義務があること等から、一つの分かりやすい目安として、平成20年11月12日の与党合意において決定されたもの。

問 17 ①定額給付金の申請を辞退した者や②所得が一定額以上の方には給付しないとする市町村において給付されなかった者がいる場合、当該給付されなかった給付額の方は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。(担当：吉元、大竹、(小田補佐))

(答)

定額給付金事業に係る国庫補助金は、市町村が実際に住民に給付した額に対して交付されるものである。そのため、住民が辞退したりした結果給付されなかった部分については、市町村に対して交付されず(概算交付していた場合は精算)、したがって、市町村が他の用途に使うことはできない。このように、補助金をその目的以外のものに充てることはできないことは、他の補助金と同様である。

なお、地方が自由に使える財源としては、今回の第二次補正予算における6千億円の地域活性化・生活対策臨時交付金の創設や、平成21年度当初予算における地方交付税の一兆円増額など、大幅な拡充に努力してきているところである。

【国費及び会計事務】

問18 交付決定前に執行した経費についても補助金の対象として認められるのか。
(担当：吉元、大竹、(小田補佐))

(答)

定額給付金の給付に要する事務経費については、定額給付金給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を受けて開始された定額給付金の事務に係るものであれば、定額給付金給付事務費補助金の対象とする方向で検討しているところである。

問19 金融機関への振込手数料は事務費の対象となるのか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はあるか。(担当：吉元、大竹、(小田補佐))

(答)

金融機関への振込手数料は、事務費の対象項目である。

なお、総務省から全国統一の単価を示すことは、自由競争を制限することにもつながりかねず独占禁止法に抵触するおそれがあるものと解されるため、全国一律の振込手数料を設定する予定はない。

問20 定額給付金について概算交付をする予定か。

(担当：吉元、大竹、(小田補佐))

(答)

今回の定額給付金については、概算交付を可能とする方向で、関係機関と調整中である。

【給付開始日】

問21 定額給付金の申請期限は、給付申請受付開始から3か月以内又は6か月以内のいずれとなるのか。(担当：松下、(竹中補佐))

(答)

定額給付金の申請期限は、市町村の意見では、給付期間として6か月必要としている団体が一定数あることを踏まえ、すべての団体で円滑な給付が行われるよう、補助金交付要綱において「当該市町村における給付申請受付開始日から6か月後とする」こととする予定である。

問 22 定額給付金の申請期間はどの時点をもって終了とするのか。

(担当：松下、(竹中補佐))

(答)

申請受付開始日から6か月が経過した日をもって、申請期間は終了する。

なお、市町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから6か月経った日をもっていずれの方法による受付も終了する。

【いわゆる「地域振興券方式」関連】

問 23 かつての「地域振興券」方式により給付を行うことは可能か。

(担当：長内、(竹中補佐))

(答)

今回の定額給付金事業については、現金により給付することとし、「地域振興券」のような方法による給付は対象としない。

問 24 「地域振興券」方式による給付を事業に含めないこととする理由は何か。

(担当：長内、(竹中補佐))

(答)

今回の定額給付金は、「生活対策」(平成20年10月30日)において、景気後退下での不安に対処するため家計への緊急支援として給付金(現金)を給付することとされたもの。

現金による給付は、

①迅速かつ早期に実施できること

(券の印刷、利用店の登録、利用後の換金等が不要)

②簡素な仕組みとするため、基準日の住所地である市町村から給付を受ける仕組みを考えているが、基準日以降に転出(引越)する世帯であっても不都合が生じないこと

(地域振興券方式だと、基準日に住んでいた市町村から地域振興券を受け取っても活用できないおそれ。)

③券の偽造リスクがないこと

というメリットを有していることなどが理由である。

問 25 商工関係団体(又は市町村)が、独自に発行する商品券の事例がいくつか見られ、地元での消費拡大に寄与しているが、定額給付金とうまく連携させる方が何かないか。(担当：長内、(竹中補佐))

(答)

定額給付金給付事業とは別な事業として(下記、注参照)、定額給付金の給付開始時期にあわせて商工関係団体等が商品券を販売し、希望する住民がこれを購入するような企画があり得るものとする。商工関係団体等による商品券のメリ

ットも発揮され、地域振興にも寄与することになるものと考えている。

また、民間事業者を中心として検討されている取組として、

- ・一定額を割増しした期限付の旅行クーポンの発行
- ・「定額給付金記念メニュー」の設定
- ・定額給付金の額に合わせた福袋のような商品の販売

などもあるところ。

※ネットショップでは、実際に 12,000 円又は 20,000 円の「定額給付金カニセツト」が販売されている例あり。

(注) 商工関係団体等が販売する経費は、定額給付金の国庫補助対象とならないものである。

【その他】

問 26 市町村民税を滞納している者について、その者に対して給付される定額給付金を市町村が差し押さえることは可能か。(担当：松下、長内、(竹中補佐))

(答)

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援を行うことをその第一の趣旨として実施するものであり、給付主体である市町村が当該給付金そのものを差し押さえることは、その趣旨には合致しないものと考えている。

なお、定額給付金の事務に関して、同じ団体の職員同士であっても、税の滞納者の情報を税務当局から給付金担当部局に伝えたり、逆に、ある者に対する定額給付金の給付の有無・時期等を給付金担当部局から他部局に伝えたりすることは、公務員の守秘義務や個人情報保護との関係が問題となる。

問 27 子育て応援特別手当との具体的な連携方法如何。(担当：吉元、(伊藤補佐))

(答)

子育て応援特別手当とは、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人につき3.6万円を支給する手当であり、厚生労働省所管の予算として第二次補正予算に計上されているところ。

具体的な交付対象者については、定額給付金と同様に住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を用いて判定をする予定であり、交付対象者リストの作成に当たっての住民基本台帳システム等の改修については、定額給付金と連携をして行うことを想定している(同システム等の改修経費に係る国庫補助金は、定額給付金に係る事務費として一括して交付)。

また、住民基本台帳システム等の改修以外の事務についても市町村の判断により連携をして取り組むことも差し支えなく、この場合の事務費については、子育て特別手当交付金と定額給付金の国庫補助において適切に配分するものとする。

問 28 定額給付金の税制上の扱い及び生活保護の認定における収入等の扱いはどのようになるのか。(担当：吉元、長内、(竹中補佐)、(伊藤補佐))

(答)

定額給付金は、今年1月23日に国会に提出された平成21年度税制改正関連法案においても「所得税を課さない」とされたところであり、改正税法が成立すれば非課税所得となる見込みである。

児童手当の給付の決定や、公営住宅の入居資格の審査に当たって、所得制限がある場合、ほとんどは課税上の所得に基づき判断していることから、非課税所得となった場合には、定額給付金を受けることにより、これらについても不利に働くことはない。また、生活保護における取扱いについては、収入認定から除外することとなる見込みである。

問 29 平成21年1月5日から、ゆうちょ銀行の口座への口座振替が可能となったと聞いているが、その状況如何。(担当：藪井、平野(伊藤補佐))

(答)

平成20年12月24日に全銀協において最終的な決定があり、平成21年1月5日から、ゆうちょ銀行と他の銀行との口座振替が可能になった。したがって、一般的には市町村の指定金融機関から住民のゆうちょ銀行の口座への振込も可能となったところ。

しかしながら、定額給付金事業におけるゆうちょ銀行の口座への口座振込については、移行期でありかつ膨大な処理になりうるため混乱も懸念されることから、その具体的な方法については別途連絡する。

問 30 各市町村の住民基本台帳に係るシステム等の改修プログラムについて、国で一括して作成をし配布する方式はとれないか。(担当：平野、宮路、(伊藤補佐))

(答)

各市町村の住民基本台帳に係るシステム等については、全国レベルで見れば多種多様な業者のシステムがあり、また開発経緯等も様々であるので、国で改修プログラムを作成し配布を行うのは現実的には困難である。

しかしながら、一方で定額給付金事業は全国で一斉に行われることから、改修プログラムの開発がスムーズに行えるよう、関連業者に集まっていたいただき定額給付金の仕組みの概要について総務省から説明を行ったところ。

今後も必要に応じ関連業者に情報提供を行ってまいりたい。

問 31 国会議員や市町村長等公職にある者が定額給付金の受取りを辞退した場合、公職選挙法上の寄附禁止に抵触しないか。(担当：宮路、(竹中補佐))

(答)

定額給付金は、住民が市町村に申請を行うことによって初めて給付を受けることができるものであり、公職にある者が、申請を行わず、その結果として定額給付金を受けとらない場合には、公職選挙法上の寄附禁止に抵触するものではない。

なお、公職にある者が定額給付金をいったん受け取った後、これを市町村に自主

的に返納することは、市町村に対する寄附に該当し、当該市町村が当該公職にある者の選挙区内である場合には、公職選挙法第 199 条の 2 の規定に抵触する。

<参考：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）>

（収入、寄附及び支出の定義）

第 179 条 （略）

2 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

3・4 （略）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第 199 条の 2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第 199 条の 5 第 4 項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。